

平成 21 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 パブ リ ッ ク 株 式 会 社  
 代 表 社 名 代 表 取 締 役 社 長 大 嶋 秀 紀  
 (JASDAQ・コード番号 7830)  
 問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 木 下 浩  
 電 話 番 号 052 (653) 3721 (代表)

## MB O の 実 施 及 び 応 募 の 推 奨 に 関 す る お 知 ら せ

当社は、平成 21 年 8 月 10 日開催の取締役会において、以下のとおり、MB O (※) である公開買付けへの応募を推奨することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

(※) 本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト (MBO) であり、当社経営陣からの出資による公開買付者が当社取締役会との合意に基づきその支配権を取得するために行うものです。

### 1. 公開買付者の概要

|                   |   |   |
|-------------------|---|---|
| (1) 名 称           | ビックアイ株式会社   |   |
| (2) 所 在 地         | 愛知県名古屋市瑞穂区岳見町四丁目 35 番地  |   |
| (3) 代表者の役職・氏名     | 代表取締役社長 大嶋小夜子   |   |
| (4) 事 業 内 容       | ① 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介<br>② 荷役用機械、車輛、事務用備品、什器備品等の賃貸、販売<br>③ 情報の提供サービス及び企業経営コンサルタント業務<br>④ コンピューターによる財務帳票の受託作成<br>⑤ 倉庫業<br>⑥ 喫茶店の経営<br>⑦ 椅子及び椅子部品の製造、販売<br>⑧ 寝装寝具、家具の製造販売<br>⑨ 植林に関する事業<br>⑩ 椅子・家具の用途に用いる樹木の効率的育成技術の研究開発に関する事業<br>⑫ 有価証券の保有、運用、管理及び売買<br>⑬ 前各号に附帯する一切の業務 |   |
| (5) 資 本 金 の 額     | 100 百万円   |   |
| (6) 設 立 年 月 日     | 平成 5 年 8 月 20 日   |   |
| (7) 大株主及び持株比率     | 大嶋秀紀 38.62%<br>大嶋紀元 34.16%<br>大嶋小夜子 18.99%<br>シンコール本部株式会社 8.23%   |   |
| (8) 上場会社と公開買付者の関係 | 資 本 関 係   | 公開買付者は、当社の発行済株式総数の 31.32% (1,242,000 株) を保有しております。  |
|                   | 人 的 関 係   | 当社の代表取締役社長である大嶋秀紀及び取締役会長である大嶋紀元が公開買付者の取締役を兼任しております。 |

|             |  |
|-------------|--|
| 取引関係        | 該当する事項はありません。  |
| 関連当事者への該当状況 | 公開買付者は、当社の発行済株式総数の 31.32% (1,242,000 株) を保有しており、関連当事者に該当します。 |

## 2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 意見の内容

当社は、平成 21 年 8 月 10 日開催の取締役会において、ビックアイ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意見を表明することを決議いたしました。

従って、本公開買付けが実施された場合には、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨いたします。

なお、当社の取締役である大嶋秀紀氏及び大嶋紀元氏は、いずれも公開買付者の株主であると同時に取締役であり、構造的に当社と利益相反状態にあることを鑑み、特別利害関係人としての審議及び決議には参加していません。

また、上記取締役会には大嶋秀紀氏及び大嶋紀元氏以外の当社の取締役及び監査役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議が行われ、出席した社外監査役を含む当社の監査役は、いずれも当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）の株券上場廃止基準に該当した場合、当社の株券は所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。

また、以下にあるとおり、公開買付者は、当社の第二位株主である大嶋秀紀氏（所有株式数 539,016 株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）：13.59%）、当社の第三位株主である大嶋紀元氏（所有株式数：452,659 株、所有割合：11.41%）、当社の第四位株主である大嶋小夜子氏（所有株式数：450,000 株、所有割合：11.35%）、当社の第六位株主である後藤由起子氏（所有株式数：60,000 株、所有割合：1.51%）の他、後藤太郎氏（所有株式数：15,000 株、所有割合：0.37%）、大嶋日向子氏（所有株式数：8,000 株、所有割合：0.20%）、大嶋真理子氏（所有株式数：8,000 株、所有割合：0.20%）、大嶋麻紗子氏（所有株式数：8,000 株、所有割合：0.20%）。以下大嶋秀紀氏、大嶋紀元氏、大嶋小夜子氏、後藤由起子氏、後藤太郎氏、大嶋日向子氏、大嶋真理子氏、大嶋麻紗子氏を総称して「創業家一族」といいます。）の所有分と合わせ当社発行済株式の全てを取得できなかった場合にも、公開買付者及び創業家一族（以下「公開買付者等」といいます。）は本公開買付け成立後に、下記「(f) いわゆる二段階買収に関する事項」に記載する手続きに従って、当社の発行するすべての普通株式に全部取得条項を付し、当該普通株式を保有する株主に対して、当該普通株式の取得と引き換えに別個の種類の株式（但し、公開買付者等以外の株主に交付される株式は 1 株に満たない端数。）を交付する方法により、公開買付者等が、当社の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の全てを所有することを企図しておりますので、その結果、当社の株券は上場廃止になる予定であります。

### (2) 意見の根拠及び理由

#### (a) 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

当社は、取締役会長である大嶋紀元氏が、故池田助二氏と共に昭和 41 年 5 月に設立した信仰レザー株式会社（現シンコー株式会社、椅子張用のビニールレザー及び織物の販売を目的として名古屋市中区千代田にて創業）を母体に、昭和 46 年 10 月信仰レザー株式会社パブリック事業部として、「パブリック」の商標の下、新規事業として椅子・テーブルの販売を開始

し、その後、昭和49年5月シンコー株式会社に商号変更し、昭和53年11月21日に業務用家具事業の拡大発展と経営体制の充実を図るため、同社の椅子事業部（パブリック事業部）を分割し、名古屋市中川区福船町において、資本金5,000千円で設立された業務用椅子・テーブルの製造販売業者であります。

当社は、創業以来、OEM製品のみを供給する下請メーカーではなく、自社ブランドの下、自社で製品の企画開発・生産から販売まで一貫して賄うことのできるメーカーを目指し、自ら市場調査を行いオリジナル製品の開発活動を促進し総合カタログを定期発刊しており、また、業務用家具の常識を打ち破り、家具のイージーオーダーともいえる「フリーセレクト方式」を開発・確立しました。

これに加えて、当社は、販売面では、代理店制度を導入し、業務用家具業界の販売ルートの全てを網羅しており、販売活動を行ってきました。また、情報提供の場としてショールームを順次開設し（平成4年10月「PIC AOYAMA」（東京・青山）、平成13年4月「PIC NAGOYA」（名古屋・丸の内）、平成19年8月「PIC OSAKA」（大阪・本町）、製品の展示及び紹介等を行ってきました。他方、生産面につきましては、国境を越え、低価格で高品質な部材を調達し、自社のストックヤードで部材を保有すると同時に、受注から納品まで4日から6日間の短期での納入、多種多様なお客様のニーズにきめ細かくお応えする種類豊富な品揃え、たった一脚からでも発注できる小ロットといったお客様のご要望にお応えできる生産体制の確立に努めて参りました。また、平成14年4月には、品質の安定・向上を目指して、国際規格「ISO9001」の認証を取得しました。

この結果、業績は順調に推移し、平成17年3月期には過去最高（当時）の売上高77億円を計上し、企業規模の拡大、企業の知名度向上による社員の志気高揚、優秀な人材の確保、資金調達能力の拡大による経営体質の一段の充実強化を図るために、平成18年2月、株式会社ジャスダック証券取引所（JASDAQ市場）（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に株式を上場しました。その後も、平成19年1月には、「2005年日本国際博覧会（愛・地球博）」で使用された外国パビリオン（インド館・韓国館）をリユースして東工場内に資材倉庫を増設、平成19年8月には環境対応に積極的に取り組むため国際規格「ISO14001」認証取得、平成19年10月には、高級家具を取り扱う国産オリジナルブランド「art i（アルティ）」を立ち上げる等、多様化するエンドユーザーのニーズやライフスタイルの変化に柔軟に対応し、事業の拡大に努めた結果、売上高は、平成18年3月期には79億円、平成19年3月期には85億円を計上する等、平成16年3月期以降、4期連続して過去最高の売上高を更新しながら増収を続ける等、順調に推移して参りました。

しかしながら、米国におけるサブプライムローン問題に端を発した金融不安と主要原材料の高騰によって製造コストが著しく増加するとともに、輸送コスト等の値上がりによって、物流コストが増加するなど、原価率がここ数年高止まりする中、平成20年3月期の売上高は82億円と3億円の減収となりました。

このような状況の中、当社は、現在まで、次のような施策に取り組んで参りました。

第一に、「売れ筋製品の開発」に重点的に取り組んで参りました。顧客のニーズは多種多様化し、流行の移り変わりが激しさを増している中、デザイン性はもちろんのこと、経済性も顧客満足と信頼を獲得するためには、極めて大切なファクターの一つであり、これらデザイン性・経済性の両面を満足させる売れ筋製品の投入が極めて大切な取り組みであるとの認識から、市場ニーズの変化に的確に対応し、安定した品質で市場性の高い魅力ある製品の提供に取り組んで参りました。具体的には、平成20年8月には総合カタログ「CRES（クレス）VOL. 13」を発刊し、PR活動と販売活動に積極的に取り組みました。この総合カタログでは、「上質なスタンダードで製品の幅を広げる」をコンセプトに新製品を開発し、デザイン性と経済性の両面において、お客様に十分ご満足いただける製品を取り揃え、拡販に尽力して参りました。また、高級・ハイエンド市場をターゲットにした「art i（アルティ）」製品については、新ブランド製品立ち上げの1周年を記念して、平成20年12月に専用のシ

ョールーム（東京・麻布）で、イタリアを代表する照明ブランド「FLOS（フロス）」と共同で企画展を開催する等、「a r t i（アルティ）」ブランド製品のPR活動と販売に取り組んで参りました。

第二に、「エリアの拡大」に重点的に取り組んで参りました。業容を拡大するために、地域・業種など営業エリアの拡大に積極的に取り組んで参りました。既存のお客様に、より一層のお取引拡大をお願いすることと併せ、全国主要都市を中心に、外食産業・流通産業等も含めて、幅広く新規顧客の開拓に取り組んで参りました。また、国内外を問わず、良質かつ安定した材料を調達するという方針に基づき、これまでとは異なる地域、業種、業界にも新たな調達先を求めることにより、品質と経済性の追求に取り組んで参りました。生産関連会社内の各生産工程でも、時間当たりの生産本数を管理することにより、より一層の生産効率の向上と納期短縮に取り組み、コストパフォーマンスの高い生産体制の実現に取り組んで参りました。

第三に、「人材の育成」に重点的に取り組んで参りました。顧客の多種多様なご要望に対して、適時・的確で、スピーディーに、きめ細かく対応できる人材を確保・育成していくことが、事業の持続的発展を図る上で、最も重要な取組課題の一つであるとの認識から、優秀な人材の確保・育成に努めて参りました。社員一人一人の質の向上が、企業の質を向上させ、顧客にご満足いただける対応を生み出し、顧客満足と信頼の拡大に繋がるものと考え、社員に対する教育・研修活動等も積極的に推進して参りました。

しかしながら、世界金融危機に端を発した世界経済の低迷により、我が国の景気を牽引してきた輸出が急激に落ち込み、これが生産減・企業収益の悪化・設備投資の大幅減へと繋がり、さらには雇用悪化と個人消費の低迷をもたらす等、当社は、大変厳しい状況下に置かれました。当社を取り巻く経営環境の悪化は、予想以上のスピードと規模で一気に押し寄せ、平成21年3月期の売上高は69億円（前年同期比15.5%減）と12億円の減収となりました。また、利益面においても大幅な売上減に伴う減益と、生産量減に伴う生産効率悪化に加え、原材料価格の高騰により、創業来初の営業損失を計上しました。繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産を取り崩したこともあり、平成16年3月期に固定資産売却損11億円を計上して以来の当期純損失を計上する等、極めて厳しい状況となっております。

当社の代表取締役社長である大嶋秀紀氏は、このような厳しい状況下において、当社が長期的な視点に立って当社の企業価値を維持・向上させるための方策について検討を重ねました。その結果、当社の経営理念である「①自社ブランド製品の製造販売（自社ブランドの下に、自社で企画開発・生産し、独自の販売ネットワークにて市場に供給すること）、②業務用椅子・テーブル業界No.1（営業力の強化、企画開発力の充実、生産体制の合理化を推進すること）、③安定的な収益構造の確立と永続的な成長（利益が生まれ、優秀な企業であると評価され、社員へ高給優遇し、国家社会に貢献すること）」を實踐し、当社の企業価値を向上させるためには、大規模かつ迅速なコスト削減、製品の品質向上、長期的な視野に立った連結対象子会社を含めた当社企業グループ全体の統廃合を含む、事業の再構築等の抜本的な改革が必要との結論に至りました。

具体的には、①当社は椅子及びテーブルを中心とした業務用家具を製造し、主に国内の販売代理店向けに販売しており、国内の景気の後退及びそれに伴う需要の減少、または個人消費の動向に影響を受けやすく、また、最近では安価なコピー品の輸入品の取扱いが増加する等、価格競争が激化する方向にあることから、効率的で適正な在庫体制の再構築を行うこと、②我が国の少子高齢化に伴い当社の加工技術を継承する人材を確保することが困難であること、及び、環境対応に配慮した椅子・テーブルの製品化が求められることから、当社の製品も従来の製品から当社が推進する環境との共生を実現するための生産システムである「PCOSE（ピコス）」システム製品に大幅に転換すること、③事業の効率化を図るため、連結対象子会社を含めた当社企業グループ全体で、事業統合、人員配置等の経営資源の集中と最適

化を図ること等が挙げられます。

一方で、依然として先行き不透明な景気動向への備えとして内部留保資金を確保しつつ、上記のような一連の企業価値向上のための抜本的な改革を行うためには相応の期間とコストが必要となり、かつその効果が現れるには一定の時間が必要なことから、一時的には、コスト増加やキャッシュ・フロー悪化に伴う業績の悪化が見込まれます。こうした改革に伴う業績悪化は、短期的な業績の拡大を志向する資本市場においては評価されず、株主の皆様に対して、短期的にマイナスの影響を及ぼす可能性を否定できません。

また、当社の株価は、平成 18 年 2 月 14 日のジャスダック証券取引所への上場日における終値は 1,360 円を付け、平成 18 年 5 月末頃までは 1,000 円以上の終値を付け続けておりました。しかし、業績の推移とは反して株価はその後下降を続け、平成 21 年 3 月以降では、時価総額が 5 億円を下回った日が 29 営業日あり、当社売上高の短期的な復調見通しが困難な中、株価の下降が止まらず、このような状態が続く場合において、当社の一般株主の皆様にご迷惑をお掛けする可能性を否定できません。

よって、株主の保護を確保しつつ、上記の諸施策を実行し、当社を中長期的に支援することができる中核安定株主、経営陣及び従業員が一丸となり、経営陣が中長期的視点に立って自己責任において柔軟かつ機動的な経営判断を実現できる経営体制を構築することが不可欠と考えられます。

そこで、大嶋秀紀氏は、事業を継続し、企業価値の向上を図るための改革に伴うリスクから一般株主の皆様を保護するとともに、中核安定株主、経営陣及び従業員が一丸となって事業遂行への取り組みを実現する経営体制を構築するための手段について、検討するとともに当社の経営陣と協議いたしました。その結果、当社の一般株主の皆様はその保有する株式売却の機会を提供することを条件に、マネジメント・バイアウトを行うことによって、当社の株式を非公開化することが、当社の中長期的な企業価値の向上にとって、最善の手段であるとの結論に至りました。

なお、当社は、上記のとおり、平成 18 年 2 月にジャスダック証券取引所に株式を上場することにより、知名度・ブランド力の向上、それに伴う優秀な人材の確保、及び取引先の皆様に対する信用力の向上等、様々なメリットを享受して参りました。しかしながら、近年、金融商品取引法の改正に伴う内部統制制度への対応を初め、資本市場に対する各種規制が強化されたことに伴い、株主総会運営コスト、監査・内部統制コスト、開示コスト等、株式の上場を維持するために必要なコストが急速に増大しております。また、こうした傾向は、今後さらに増大することが予想されることから、株式の上場を維持することが当社の収益を圧迫していることも事実であります。

以上のような検討を経て、大嶋秀紀氏は、創業家一族が所有する当社の株式及び当社の自己株式を除く、当社の発行済株式の全てを取得することにより、当社の株式を非公開化させるための一連の取引（以下「本取引」といいます。）を行うこととし、その一環として、本公開買付けの実施を決定したものであります。

本取引完了後は、創業家一族を株主として、上記の施策を実行し、中長期視点に立った当社企業価値の向上に邁進いたします。

当社は、公開買付者から本取引に関する提案を受け、下記の各措置を講じつつ、公開買付者との真摯な協議を経て、上記の当社の現状及び本取引により得られる効果、本取引に伴うリスク、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の妥当性を慎重に検証いたしました。その結果、当社の株主の皆様はその保有する株式売却の機会を提供することを条件に、本取引を断行することが、当社の中長期的な企業価値の向上にとって最善の手段であるとの結論に至り、本公開買付けに賛同の意を表明し、応募を推奨することを決意いたしました。

## (b) 公正性を担保するための措置

公開買付者は、本公開買付けの公正性を担保するために、主として以下の事項を考慮いたしました。

(独立した第三者算定機関からの算定書取得)

公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である東海東京証券株式会社（以下「東海東京証券」といいます。）に対し、本公開買付価格の決定の参考資料として当社株式価値の評価を依頼し、平成21年8月7日に「株式価値算定書」の提出を受けました。なお、公開買付者は東海東京証券からフェアネス・オピニオンは取得していません。

東海東京証券は、当社の株式価値を算定するにあたり、採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考えた結果、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）による評価を実施しました。その結果は以下のとおりです。

市場株価法では、最近における当社株式の市場取引状況を勘案の上、平成21年8月5日を算定基準日として、平成21年2月6日から算定基準日まで（平成21年2月6日～平成21年8月5日）、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値及び出来高加重平均値（VWAP）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を132円～150円までと算定しています。

DCF法では、当社の事業計画等の諸要素を前提とし、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を99円～223円までと算定しています。

公開買付者は、上記の「株式価値算定書」を参考資料とし、過去の公開買付けの類似事例において市場株価に付与されたプレミアム水準、本取引により実現可能となるシナジー効果及び上場コスト削減効果、当社による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付け成立の見通し、当社株式の長期的視点による過去の市場株価動向等について総合的に勘案し、当社と協議・交渉した結果を踏まえ、平成21年8月10日に本公開買付価格を1株当たり225円と決定いたしました。なお、本公開買付価格は、当社株式のジャスダック証券取引所における平成21年8月7日の終値159円に対して約41.51%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成21年8月7日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値152円（小数点以下を四捨五入）に対して約48.03%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成21年8月7日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値135円（小数点以下を四捨五入）に対して約66.67%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた価格となります。

一方、当社取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の1つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び当社から独立した第三者機関である山田&パートナーズコンサルティング株式会社（以下「山田&パートナーズコンサルティング」といいます。）より、当社の株式につき本公開買付けが実施された場合の買付け等の価格の妥当性を検討する際の参考資料として当社の株式価値に関する「株価算定書」を取得しております。なお、当社は山田&パートナーズコンサルティングからフェアネス・オピニオンは取得していません。

山田&パートナーズコンサルティングは当該算定書において、当社の株式価値を算定するにあたり、採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考え、市場株価法及びDCF法による分析を行い

ました。各手法における当社1株当たりの算定結果は以下のとおりに示されております。

- ・ 市場株価法では、当社株価の評価基準日を平成21年8月5日として、評価基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間について終値単純平均法により、1株当たりの株式価値の範囲を134円～150円までと算定しています。
- ・ DCF法では、当社の事業計画、当社を取り巻く事業環境等の諸要素を考慮し、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を133円～258円までと算定しています。

当社取締役会は、平成21年8月10日開催の取締役会において、当該算定結果を参考として、買付価格の妥当性や、本公開買付けに関する諸条件について当社及び公開買付者の財務状況、当社の想定しうる事業上のシナジー及び株主間の公平性の観点から慎重に検討した結果、本公開買付けが当社の企業価値向上に寄与するものであるとともに、当社の株主に対して合理的な価格による当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。

#### (独立した法律事務所からの助言)

本取引に関する当社取締役会の意思決定において取締役の恣意的な判断がなされないことを目的に、当社は、弁護士法人愛知総合法律事務所（以下「愛知総合法律事務所」といいます。）に本取引及び本公開買付けにおける意思決定方法その他の留意点に関する助言を求めました。

愛知総合法律事務所は、当社取締役会に複数回出席して本取引によって実現することが見込まれる当社の企業価値向上の具体的内容について説明を受けた他、助言に当たり一定の情報を受領しております。

当社取締役会は、愛知総合法律事務所からの助言を踏まえ、検討及び取締役会における審議を行った結果、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することについて、全員一致で承認可決しました。

#### (買付け等の期間を比較的長期に設定)

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最低期間が20営業日であるところ30営業日としております。公開買付期間を比較的長期間にすることにより、株主の皆様にも本公開買付けへの応募の是非に関する適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外が当社株式への買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と当社は、当社が公開買付者の対抗者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意を行っておりません。上記公開買付期間の設定とあわせ、これによっても買付価格の適正性は担保されていると考えられます。

#### (c) 利益相反を回避するための措置

本取引に関連して開催された当社の取締役会においては、当社の代表取締役社長である大嶋秀紀氏及び取締役会長である大嶋紀元氏は公開買付者と特別資本関係を有し、かつその取締役でもあることから、本来、企業価値の向上を通じて当社株主の利益を代表すべき当社の代表取締役社長が、株式の買付者側の性格も併せ持つことになり、構造的な利益相反状態が生じることを鑑み、本公開買付けへの賛同決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。他方、本公開買付けに賛同する旨の決議を行った平成21年8月10日開催の当社取締役会には、大嶋秀紀氏及び大嶋紀元氏以外の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議をいたしました。さらに、当社の監

査役は、2名の社外監査役を含めて、いずれも当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

(d) 株主に対して当該買付け等に応募することを勧めることが妥当であると判断した根拠

当社取締役会は、平成21年8月10日開催の取締役会において、当該算定結果を参考として、買付価格の妥当性や、本公開買付けに関する諸条件について当社及び公開買付者の財務状況、当社の想定しうる事業上のシナジー及び株主間の公平性の観点から慎重に検討した結果、本公開買付けが当社の企業価値向上に寄与するものであるとともに、当社の株主に対して合理的な価格による当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。

① 算定の基礎及び経緯

公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である東海東京証券が平成21年8月7日に提出した「株式価値算定書」を参考に検討いたしました。なお、公開買付者は東海東京証券からフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

東海東京証券は、当社の株式価値を算定するにあたり、採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考えた結果、市場株価法及びDCF法による評価を実施しました。その結果は以下のとおりです。

- ・ 市場株価法では、最近における当社株式の市場取引状況を勘案の上、平成21年8月5日を算定基準日として、平成21年2月6日から算定基準日まで（平成21年2月6日～平成21年8月5日）、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値及び出来高加重平均値（VWAP）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を132円～150円までと算定しています。
- ・ DCF法では、当社の事業計画等の諸要素を前提とし、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を99円～223円までと算定しています。

公開買付者は、上記の「株式価値算定書」を参考資料とし、過去の公開買付けの類似事例において市場株価に付与されたプレミアム水準、本取引により実現可能となるシナジー効果及び上場コスト削減効果、当社による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付け成立の見通し、当社株式の長期的視点による過去の市場株価動向等について総合的に勘案し、当社と協議・交渉した結果を踏まえ、平成21年8月10日に本公開買付価格を1株当たり225円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、当社株式のジャスダック証券取引所における平成21年8月7日の終値159円に対して約41.51%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成21年8月7日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値152円（小数点以下を四捨五入）に対して約48.03%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成21年8月7日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値135円（小数点以下を四捨五入）に対して約66.67%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた価格となります。

(買付価格の公正性を担保するための措置について)

当社取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の1つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び当社から独立した第三者機関である山田&パートナーズコンサルティングより、当社の株式につき本公開買付けが実施された場合の買付け等の価格の妥当性を検討する際の参考資料として当社の株式価値に関する「株価算定書」を取得しております。なお、当社は山田&パートナーズコンサルティングからフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

山田&パートナーズコンサルティングは当該算定書において、当社の株式価値を算定するにあたり、採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考え、市場株価法及びDCF法による分析を行いました。各手法における当社1株当たりの算定結果は以下のとおり示されております。

- i 市場株価法では、当社株価の評価基準日を平成21年8月5日として、評価基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間について終値単純平均法により、1株当たりの株式価値の範囲を134円～150円までと算定しています。
- ii DCF法では、当社の事業計画、当社を取り巻く事業環境等の諸要素を考慮し、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を133円～258円までと算定しています。

当社取締役会は、平成21年8月10日開催の取締役会において、当該算定結果を参考として、買付価格の妥当性や、本公開買付けに関する諸条件について当社及び公開買付者の財務状況、当社の想定しうる事業上のシナジー及び株主間の公平性の観点から慎重に検討した結果、本公開買付けが当社の企業価値向上に寄与するものであるとともに、当社の株主に対して合理的な価格による当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。

当社取締役会は、当社及び公開買付者から独立したリーガルアドバイザーである愛知総合法律事務所より本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。当社取締役会は、かかる助言をもとに、本公開買付けに賛同することが当社の企業価値の向上につながるものであるか、慎重に検討を行いました。

本取引に関連して開催された当社取締役会においては、当社の代表取締役社長である大嶋秀紀氏及び取締役会長である大嶋紀元氏は公開買付者と特別資本関係を有し、かつその取締役でもあることから、本来、企業価値の向上を通じて対象者株主の利益を代表すべき当社の代表取締役社長及び取締役会長が、株式の買付者側の性格も併せ持つことになり、構造的な利益相反状態が生じることに鑑み、本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。他方、本公開買付けに賛同する旨の決議を行った平成21年8月10日開催の当社取締役会には、大嶋秀紀氏及び大嶋紀元氏以外の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議をいたしました。さらに、当社監査役は、2名の社外監査役を含めて、いずれも当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

### ③ 算定機関との関係

東海東京証券は、公開買付者及び当社のいずれの関連当事者にも該当いたしません。

また、山田&パートナーズコンサルティングは、公開買付者及び当社のいずれの関連当事者にも該当いたしません。

#### (e) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の株式はジャスダック証券取引所に上場されていますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定いたしませんので、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合には、当社の株式は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの終了後に、下記「(f) いわゆる二段階買収に関する事項」に記載の手続きに従い、公開買付者が当社の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の全てを所有することを企図しておりますので、これが実施される場合には当社の株式は上場廃止となります。なお、上場廃止後は当社の株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

#### (f) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は創業家一族と合わせて、当社の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の 2,782,675 株（株式所有割合：70.18%）以上の当社株式を取得することになりますが、本公開買付けにより、自己株式を除いた全株式を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、当社の株主の皆様に対して当社株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者等が当社株式の全部（自己株式を除きます。）を所有することになるよう必要な手続き（以下「本手続き」といいます。）を行う予定です。

具体的には、本公開買付けが成立した後、速やかに、公開買付者は、①当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更をすること、③当社の当該株式の取得と引き換えに、別個の種類株式を交付すること、及び上記①ないし③を付議議案に含む定時または臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催することを当社に対し要請する予定です。また、本手続きを実行するに際しては、本株主総会において上記①のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、当社に対し、本株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定であり、当社はかかる要請に応じて本株主総会及び本種類株主総会を開催し、上記各議案を上程する予定です。なお、上記の手続きを行う場合の実施の詳細・時期は現時点では未定です。

本公開買付けが完了し、本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合には、公開買付者等は、本株主総会及び本種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定です。上記各議案が承認可決された場合、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別個の種類株式が交付されることとなります。当社の株主に対価として交付されるべき別個の種類株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合、当該株主に対しては、法令の手続きに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数売却の結果、株主に交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定される予定ですが、本公開買付けの買付価格と異なることもあり得ます。

また、当社の全部取得条項が付された株式の取得対価として交付される当社株式の数は本日現在未定ですが、公開買付者が当社の全ての発行済株式を所有することとなるよう、公開買付者は、当社に、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定であり、当社はかかる要請に応じて本株主総会を開催し、上記議案を上程する予定です。なお、当社株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類別の当社株式の上場申請は行われたい予定です。

上記①ないし③の手續きに関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、  
(i) 上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主が当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)または(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあります。これらの方法による請求または申立てを行うにあたっての必要な手續き等に関しては、株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。

上記の各手續きにおける税務上の取扱いについては、株主各位の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

3. 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項  
公開買付者は、創業家一族との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。なお、本公開買付けが成立した場合、公開買付者は創業家一族と合わせて、当社の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の2,782,675株（株式所有割合：70.18%）以上の当社株式を取得することになります。
4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容  
該当事項はありません。
5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針  
該当事項はありません。
6. 公開買付者に対する質問  
該当事項はありません。
7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

#### 8. 今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、当社株式に係る株券は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合であっても、公開買付者は本公開買付けの終了後に、上記「(f) いわゆる二段階買収に関する事項」の手続きに従って、公開買付者が当社の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の全てを所有することを企図しておりますので、その場合には当社株式に係る株券は上場廃止になります。上場廃止後は、当社株式に係る株券をジャスダック証券取引所において取引することができません。

(その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項)

該当事項はありません。

以 上

(参考) パブリック株式会社株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ【別添】

(添付資料)

平成 21 年 8 月 10 日

各 位

会社名 ビックアイ株式会社  
代表者 代表取締役社長 大嶋 小夜子  
問合せ先 取締役 大嶋 秀紀  
(TEL 052-362-0321)

### パブリック株式会社株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

ビックアイ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 21 年 8 月 10 日開催の取締役会において、下記のとおり、パブリック株式会社（コード番号 7830 ジャスダック証券取引所、以下「対象者」といいます。）株券を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 買付け等の目的

(公開買付者による買付けの概要等)

公開買付者は、対象者の代表取締役社長である大嶋秀紀氏とその親族である大嶋紀元氏、大嶋小夜子氏が本届出書提出日現在、その発行済株式の 90%以上を所有する株式会社です。公開買付者は、対象者の発行する株式のうち 1,242,000 株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）：31.32%）を所有する対象者の第一位株主であり、土地、建物及び車輛運搬具等の賃貸借を主たる事業内容とする株式会社です。大嶋小夜子氏は、公開買付者の代表取締役に就任しており、大嶋秀紀氏及び大嶋紀元氏は、公開買付者の取締役に就任しております。

公開買付者は、対象者の第二位株主である大嶋秀紀氏（所有株式数：539,016 株所有割合：13.59%）、対象者の第三位株主である大嶋紀元氏（所有株式数：452,659 株、所有割合：11.41%）、対象者の第四位株主である大嶋小夜子氏（所有株式数：450,000 株、所有割合：11.35%）、対象者の第六位株主である後藤由起子氏（所有株式数：60,000 株、所有割合：1.51%）の他、後藤太郎氏（所有株式数：15,000 株、所有割合：0.37%）、大嶋日向子氏（所有株式数：8,000 株、所有割合：0.20%）、大嶋真理子氏（所有株式数：8,000 株、所有割合：0.20%）、大嶋麻紗子氏（所有株式数：8,000 株、所有割合：0.20%）（以下、大嶋秀紀氏、大嶋紀元氏、大嶋小夜子氏、後藤由起子氏、後藤太郎氏、大嶋日向子氏、大嶋真理子氏、及び大嶋麻紗子氏を総

称して「創業家一族」といいます。)が所有する対象者の株式及び対象者の自己株式を除く、対象者の発行済株式の全てを取得することにより、対象者の株式を非公開化させるための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、対象者の発行済株式を対象とした本届出書の提出に係る公開買付けを実施いたします。

なお、公開買付者は、創業家一族との間で本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。

本公開買付けはいわゆるマネジメント・バイアウト(注)の一環として実施される取引であり、公開買付者は、対象者の取締役の賛同のもと、友好的に対象者の株式を取得するために、法に基づき本公開買付けを行うものです。

対象者の代表取締役社長である大嶋秀紀氏は、上記のとおり、公開買付者へ出資を行なうとともに、本取引成立後も、特段の事情がない限り引き続き対象者の代表取締役社長に留まり、対象者の経営の指揮を取る予定です。また、大嶋秀紀氏以外の対象者の現在の取締役も、本取引成立後、特段の事情がない限り引き続き対象者の取締役として経営に参画する予定です。

(注) マネジメント・バイアウトとは、一般に、買収対象会社の業務執行を行なう取締役の全部又は一部が、買収対象会社の支配権を取得する取引をいいます。以下同じです。

(本公開買付けを実施する背景及び理由並びに意思決定の過程)

対象者は、取締役会長である大嶋紀元氏が、故池田助二氏と共に昭和41年5月に設立した信仰レザー株式会社(現シンコー株式会社、椅子張用のビニールレザー及び織物の販売を目的として名古屋市中区千代田にて創業)を母体に、昭和46年10月信仰レザー株式会社パブリック事業部として、「パブリック」の商標の下、新規事業として椅子・テーブルの販売を開始し、その後、昭和53年11月21日に業務用家具事業の拡大発展と経営体制の充実を図るため、同社の椅子事業部(パブリック事業部)を分割し、名古屋市中川区福船町において、資本金5,000千円で設立された業務用椅子・テーブルの製造販売業者であります。

対象者は、創業以来、OEM製品のみを供給する下請メーカーではなく、自社ブランドの下、自社で製品の企画開発・生産から販売まで一貫して賄うことのできるメーカーを目指し、自ら市場調査を行いオリジナル製品の開発活動を促進し総合カタログを定期発刊しており、また、業務用家具の常識を打ち破り、家具のイージーオーダーともいえる「フリーセレクト方式」を開発・確立しました。

これに加えて、対象者は、販売面では、代理店制度を導入し、業務用家具業界の販売ルートのを網羅して、販売活動を行ってきました。また、情報提供の場としてショールームを順次開設し(平成4年10月「PIC AOYAMA」(東京・青山)、平成13年4月「PIC NAGOYA」(名古屋・丸の内)、平成19年8月「PIC OSAKA」(大阪・本町))、製品の展示及び紹介等を行ってきました。他方、生産面につきましては、国境を越え、低価格で高品質な部材を調達

し、自社のストックヤードで部材を保有すると同時に、受注から納品まで4日から6日間の短期での納入、多種多様なお客様のニーズにきめ細かくお応えする品揃え、一脚からでも発注できる小ロットといったお客様のご要望にお応えできる生産体制の確立に努めて参りました。また、平成14年4月には、品質の安定・向上を目指して、国際規格「ISO9001」の認証を取得しました。

この結果、業績は順調に推移し、平成17年3月期には過去最高（当時）の売上高77億円を計上し、企業規模の拡大、企業の知名度向上による社員の志気高揚、優秀な人材の確保、資金調達能力の拡大による経営体質の一段の充実強化を図るために、平成18年2月、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に株式を上場しました。その後も、平成19年1月には、「2005年日本国際博覧会（愛・地球博）」で使用された外国パビリオン（インド館・韓国館）をリユースして東員工場内に資材倉庫を増設、平成19年8月には環境対応に積極的に取り組むため国際規格「ISO14001」認証取得、平成19年10月には、高級家具を取り扱う国産オリジナルブランド「arti（アルティ）」を立ち上げる等、多様化するエンドユーザーのニーズやライフスタイルの変化に柔軟に対応し、事業の拡大に努めた結果、売上高は、平成18年3月期には79億円、平成19年3月期には85億円を計上する等、平成16年3月期以降、4期連続して過去最高の売上高を更新しながら増収を続ける等、順調に推移して参りました。

しかしながら、米国におけるサブプライムローン問題に端を発した金融不安と主要原材料の高騰によって製造コストが著しく増加するとともに、輸送コスト等の値上がりによって、物流コストが増加するなど、原価率がここ数年高止まりする中、平成20年3月期の売上高は82億円と3億円の減収となりました。

このような状況の中、対象者は、現在まで、次のような施策に取り組んで参りました。

第一に、「売れ筋製品の開発」に重点的に取り組んで参りました。顧客のニーズは多種多様化し、流行の移り変わりが激しさを増している中、デザイン性はもちろんのこと、経済性も顧客満足と信頼を獲得するためには、極めて大切なファクターの一つであり、これらデザイン性・経済性の両面を満足させる売れ筋製品の投入が極めて大切な取り組みであるとの認識から、市場ニーズの変化に的確に対応し、安定した品質で市場性の高い魅力ある製品の提供に取り組んで参りました。具体的には、平成20年8月に総合カタログ「CRES（クレス）VOL.13」を発刊し、PR活動と販売活動に積極的に取り組みました。この総合カタログでは、「上質なスタンダードで製品の幅を広げる」をコンセプトに新製品を開発し、デザイン性と経済性の両面において、お客様に十分ご満足いただける製品を取り揃え、拡販に尽力して参りました。また、高級・ハイエンド市場をターゲットにした「arti（アルティ）」製品については、新ブランド製品立ち上げの1周年を記念して、平成20年12月に専用のショールーム（東京・麻布）で、イタリアを代表する照明ブランド「FLOS（フロス）」と共同で企画展を開催する等、「arti（アルティ）」ブランド製品のPR活動と販売に取り組んで参りました。

第二に、「エリアの拡大」に重点的に取り組んで参りました。業容を拡大するために、地域・

業種など営業エリアの拡大に積極的に取り組んで参りました。既存のお客様に、より一層の取引拡大をお願いすることと併せ、全国主要都市を中心に、外食産業・流通産業等も含めて、幅広く新規顧客の開拓に取り組んで参りました。また、国内外を問わず、良質かつ安定した材料を調達するという方針に基づき、これまでとは異なる地域、業種、業界にも新たな調達先を求めることにより、品質と経済性の追求に取り組んで参りました。生産関連会社内の各生産工程でも、時間当たりの生産本数を管理することにより、より一層の生産効率の向上と納期短縮に取り組み、コストパフォーマンスの高い生産体制の実現に取り組んで参りました。

第三に、「人材の育成」に重点的に取り組んで参りました。顧客の多種多様な要望に対して、適時・的確で、スピーディーに、きめ細かく対応できる人材を確保・育成していくことが、事業の持続的発展を図る上で、最も重要な取組課題の一つであるとの認識から、優秀な人材の確保・育成に努めて参りました。社員一人一人の質の向上が、企業の質を向上させ、顧客にご満足いただける対応を生み出し、顧客満足と信頼の拡大に繋がるものと考え、社員に対する教育・研修活動等も積極的に推進して参りました。

しかしながら、世界金融危機に端を発した世界経済の低迷により、我が国の景気を牽引してきた輸出が急激に落ち込み、これが生産減・企業収益の悪化・設備投資の大幅減へと繋がっており、さらには雇用悪化と個人消費の低迷をもたらす等、対象者は、大変厳しい状況下に置かれてきました。対象者を取り巻く経営環境の悪化は、予想以上のスピードと規模で一気に押し寄せており、平成21年3月期の売上高は69億円（前年同期比15.5%減）と12億円の減収となりました。また、利益面においても大幅な売上減に伴う減益と、生産量減に伴う生産効率悪化に加え、原材料価格の高騰により、創業来初の営業損失を計上しました。繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産を取り崩したこともあり、平成16年3月期に固定資産売却損11億円を計上して以来の当期純損失を計上する等、極めて厳しい状況となっております。

対象者の代表取締役社長である大嶋秀紀氏は、このような厳しい状況下において、対象者が長期的な視点に立って対象者の企業価値を維持・向上させるための方策について検討を重ねました。その結果、対象者の経営理念である「①自社ブランド製品の製造販売（自社ブランドの下に、自社で企画開発・生産し、独自のネットワークにて市場に供給すること。）、②業務用椅子・テーブル業界No.1（営業力の強化、企画開発力の充実、生産体制の合理化を推進すること。）、③安定的な収益構造の確立と永続的な成長（利益が生まれ、優秀な企業であると評価され、社員へ高給優遇し、国家社会に貢献すること。）」を実践し、対象者の企業価値を向上させるためには、大規模かつ迅速なコスト削減、製品の品質向上、長期的な視野に立った連結対象子会社を含めた対象者企業グループ全体の統廃合を含む、事業の再構築等の抜本的な改革が必要との結論に至りました。

具体的には、①対象者は椅子及びテーブルを中心とした業務用家具を製造し、主に国内の販売代理店向けに販売しており、国内の景気の後退及びそれに伴う需要の減少、又は個人消費の動向に影響を受けやすく、また、最近では安価なコピー紛いの輸入品の取扱いが増加する

等、価格競争が激化する方向にあることから、効率的で適正な在庫体制の再構築を行うこと、②我が国の少子高齢化に伴い対象者の加工技術を承継する人材を確保することが困難であること、及び、環境に配慮した椅子・テーブルの製品化が求められることから、対象者の製品も従来の製品から対象者が推進する環境との共生を実現するための生産システムである「PCOSE（ピコス）」システム製品に大幅に転換すること、③事業の効率化を図るため、連結対象子会社を含めた対象者企業グループ全体で、事業統合、人員配置等の経営資源の集中と最適化を図ること等が挙げられます。

一方で、依然として先行き不透明な景気動向への備えとして内部留保資金を確保しつつ、上記のような一連の企業価値向上のための抜本的な改革を行うためには相応の期間とコストが必要となり、かつその効果が現れるには一定の時間が必要なことから、一時的には、コスト増加やキャッシュ・フロー悪化に伴う業績の悪化が見込まれます。こうした改革に伴う業績悪化は、短期的な業績の拡大を志向する資本市場においては評価されず、株主の皆様に対して、短期的にマイナスの影響を及ぼす可能性を否定できません。

また、対象者の株価は、平成 18 年 2 月 14 日のジャスダック証券取引所への上場日における終値は 1,360 円を付け、平成 18 年 5 月末頃までは 1,000 円以上の終値を付け続けておりました。しかし、業績の推移とは反して株価はその後下降を続け、平成 21 年 3 月以降では、時価総額が 5 億円を下回った日が 29 営業日あり、対象者売上高の短期的な復調見通しが困難な中、株価の下降が止まらず、このような状態が続く場合において、ジャスダック証券取引所が定める上場廃止基準（時価総額基準）に抵触する場合には、上場廃止となるおそれがあり、対象者の一般株主の皆様がその保有する株式売却の機会を失い、その結果一般株主の皆様にご迷惑をお掛けしてしまう可能性を否定できません。

よって、株主の保護を確保しつつ、上記の諸施策を実行し、対象者を中長期的に支援することができる中核安定株主、経営陣及び従業員が一丸となり、経営陣が中長期的視点に立って自己責任において柔軟かつ機動的な経営判断を実現できる経営体制を構築することが不可欠と考えられます。

そこで、大嶋秀紀氏は、事業を継続し、企業価値の向上を図るための改革に伴うリスクから一般株主の皆様を保護するとともに、中核安定株主、経営陣及び従業員が一丸となって事業遂行への取り組みを実現する経営体制を構築するための手段について検討するとともに、対象者の経営陣と協議いたしました。その結果、対象者の一般株主の皆様はその保有する株式売却の機会を提供することを条件に、マネジメント・バイアウトを行うことによって、対象者の株式を非公開化することが、対象者の中長期的な企業価値の向上にとって、最善の手段であるとの結論に至りました。

なお、対象者は、上記のとおり、平成 18 年 2 月にジャスダック証券取引所に株式を上場することにより、知名度・ブランド力の向上、それに伴う優秀な人材の確保、及び取引先の皆様に対する信用力の向上等、様々なメリットを享受して参りました。しかしながら、近年、金融商品取引法の改正に伴う内部統制制度への対応を初め、資本市場に対する各種規制が強

化されたことに伴い、株主総会運営コスト、監査・内部統制コスト、開示コスト等、株式の上場を維持するために必要なコストが急速に増大しております。また、こうした傾向は、今後さらに増大することが予想されることから、株式の上場を維持することが対象者の収益を圧迫していることも事実であります。

以上のような検討を経て、公開買付者は、本取引を行うこととし、その一環として、本公開買付けの実施を決定したものであります。

本取引完了後は、公開買付者を株主として、上記の施策を実行し、中長期視点に立った対象者企業価値の向上に邁進いたします。

(買付価格の評価の公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、本公開買付けの公正性を確保するために、主に以下のような事項を考慮いたしました。

#### ①独立した第三者算定機関からの算定書を取得

公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である東海東京証券株式会社（以下「東海東京証券」といいます。）に対し、本公開買付価格の決定の参考資料として対象者株式価値の評価を依頼し、平成21年8月7日に「株式価値算定書」の提出を受けました。なお、公開買付者は東海東京証券からフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

東海東京証券は、対象者の株式価値を算定するにあたり、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考えた結果、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）による評価を実施しました。その結果は以下のとおりです。

市場株価法では、最近における対象者株式の市場取引状況を勘案の上、平成21年8月5日を算定基準日として、平成21年2月6日から算定基準日まで（平成21年2月6日～平成21年8月5日）、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値及び出来高加重平均値（VWAP）を基に、1株当たりの株式価値の範囲を132円～150円までと算定しています。

DCF法では、対象者の事業計画等の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を99円～223円までと算定しています。

公開買付者は、上記の「株式価値算定書」を参考資料とし、過去の公開買付けの類似事例において市場株価に付与されたプレミアム水準、本取引により実現可能となるシナジー効果及び上場コスト削減効果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付け成立の

見通し、対象者株式の長期的視点による過去の市場株価動向等について総合的に勘案し、対象者と協議・交渉した結果を踏まえ、平成21年8月10日に本公開買付価格を1株当たり225円と決定いたしました。なお、本公開買付価格は、対象者株式のジャスダック証券取引所における平成21年8月7日の終値159円に対して約41.51%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成21年8月7日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値152円（小数点以下を四捨五入）に対して約48.03%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成21年8月7日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値135円（小数点以下を四捨五入）に対して約66.67%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた価格となります。

一方、対象者取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の1つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び対象者から独立した第三者機関である山田&パートナーズコンサルティング株式会社（以下「山田&パートナーズコンサルティング」といいます。）より、対象者の株式につき本公開買付けが実施された場合の買付け等の価格の妥当性を検討する際の参考資料として対象者の株式価値に関する「株価算定書」を取得しております。なお、対象者は山田&パートナーズコンサルティングからフェアネス・オピニオンは取得していません。

山田&パートナーズコンサルティングは当該算定書において、対象者の株式価値を算定するにあたり、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考え、市場株価法及びDCF法による分析を行いました。

各手法における対象者1株当たりの算定結果は以下のとおりに示されております。

i 市場株価法では、対象者株価の評価基準日を平成21年8月5日として、評価基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間について終値単純平均法により1株当たりの株式価値の範囲を134円～150円までと算定しています。

ii DCF法では、対象者の事業計画、対象者を取り巻く事業環境等の諸要素を考慮し、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を133円～258円までと算定しています。

対象者取締役会は、平成21年8月10日開催の取締役会において、当該算定結果を参考として、買付価格の妥当性や、本公開買付けに関する諸条件について対象者及び公開買付者の財務状況、対象者の想定しうる事業上のシナジー及び株主間の公平性の観点から慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上に寄与するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的な価格による対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、

本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。

#### ②独立した法律事務所からの助言

対象者の取締役会は、対象者及び公開買付者から独立したリーガルアドバイザーである弁護士法人愛知総合法律事務所より本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。対象者の取締役会は、かかる助言をもとに、本公開買付けに賛同することが対象者の企業価値の向上につながるものであるか、慎重に検討を行いました。

#### ③取締役及び監査役全員の承認

本取引に関連して開催された対象者の取締役会においては、対象者の代表取締役社長である大嶋秀紀氏及び取締役会長である大嶋紀元氏は公開買付者と特別資本関係を有し、かつその取締役でもあることから、本来、企業価値の向上を通じて対象者株主の利益を代表すべき対象者の代表取締役社長及び取締役会長が、株式の買付者側の性格も併せ持つことになり、構造的な利益相反状態が生じることに鑑み、本公開買付けへの賛同決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。他方、本公開買付けに賛同する旨の決議を行った平成 21 年 8 月 10 日開催の対象者取締役会には、大嶋秀紀氏及び大嶋紀元氏以外の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議をいたしました。さらに、対象者の監査役は、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

#### ④買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最低期間が 20 営業日であるところ 30 営業日としております。公開買付期間を比較的長期間にすることにより、株主の皆様の本公開買付けへの応募の是非に関する適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外が対象者株式への買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と対象者は、対象者が公開買付者の対抗者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意を行っておりません。上記公開買付期間の設定とあわせ、これによっても買付価格の適正性は担保されていると考えられます。

(本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項について))

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は創業家一族と合わせて、対象者の発行済株式総数 (自己株式を除きます。) の 70.18%以上の対象者株式を取得することになりますが、本公開買付けにより、創業家一族の所有株式及び自己株式を除いた全株式を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、対象者の株主の皆様に対して対象者株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者が対象者株式の全部 (自己株式を除きます。) を所有するこ

ととなるよう必要な手続き（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を行う予定です。

この場合の本完全子会社化手続として、公開買付者は、①対象者において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更をすること、③対象者の当該株式の取得と引換えに当該株式と別個の種類対象者株式を交付すること、及び上記①ないし③を付議議案に含む定時又は臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催することを対象者に対し要請する予定です。また、本完全子会社化手続を実行するに際しては、本株主総会において上記①のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、対象者に対し、本株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。

なお、上記の手続を行う場合の実施の詳細・時期は現時点では未定です。

本公開買付けが完了し、本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合には、公開買付者は本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各議案が承認可決された場合、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として当該株式と別個の種類対象者株式が交付されることとなります。対象者の株主に対価として交付されるべき別個の種類対象者株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、当該株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数売却の結果、株主に交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定される予定ですが、本公開買付けの買付価格と異なることもあり得ます。また、対象者の全部取得条項が付された株式の取得対価として交付される対象者株式の数は本日現在未定ですが、公開買付者が対象者の全ての発行済株式を所有することとなるよう、公開買付者は、対象者に、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。なお、対象者株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類対象者株式の上場申請は行われたい予定です。

上記①ないし③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、  
(i)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条

及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主が当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっての必要な手続等に関しては、株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

本公開買付けは、本株主総会又は本種類株主総会における本完全子会社化手続に関する対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。

なお、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付けによる対象者株式の所有割合及び公開買付け以外の対象者株主の対象者株式の所有状況等によっては、公開買付け者は、対象者に対し、①対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更し、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、③当該株式の取得と引換えに当該株式と別個の種類の対象者株式を交付するという上記方法に代えて、対象者と協議の上、会社法の手続に従い、公開買付け者を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（対価として金銭等を交付する場合がありますが、これに限られません。）又は同等の効果を有する他の方法により対象者を完全子会社化する可能性があります。

本公開買付け、本完全子会社化手続又は本完全子会社化手続に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

（上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由）

対象者の株式はジャスダック証券取引所に上場されていますが、公開買付け者は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定いたしませんので、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合には、対象者の株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付け者は、本公開買付けの終了後に、前記「本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)」に記載の手続きに従い、公開買付け者が対象者の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の全てを所有することを企図しておりますので、これが実施される場合には対象者の株式は上場廃止となります。なお、上場廃止後は対象者の株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

|  |   |  |   |
|--|---|--|---|
| ①  | 商号                                      | パブリック株式会社  |   |
| ②  | 本店所在地                                   | 名古屋市中川区福船町五丁目2番地   |   |
| ③  | 代表者の役職・氏名                               | 代表取締役社長 大嶋 秀紀  |   |
| ④  | 事業内容                                    | 椅子及び椅子部品並びに寝装寝具及び家具の製造販売業務   |   |
| ⑤  | 資本金の額                                   | 391,666,000 円 (平成 21 年 6 月 30 日現在)                                       |   |
| ⑥  | 設立年月日                                   | 昭和 53 年 11 月 21 日  |   |
| ⑦  | 大株主構成及び持株比率<br>(平成 21 年 3 月 31 日<br>現在) | 公開買付者  | 31.32%  |
|  |   | 大嶋秀紀   | 13.58%  |
|  |   | 大嶋紀元   | 11.41%  |
|  |   | 大嶋小夜子  | 11.35%  |
|  |   | パブリック社員持株会   | 2.19%   |
|  |   | 後藤由起子  | 1.51%   |
|  |   | 大嶋繁義   | 1.47%   |
|  |   | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託口)  | 1.36%   |
|  |   | ステート ストリート バンク アンド<br>トラスト カンパニー(常任代理人 株式<br>会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済<br>業務室) | 1.33%   |
|  |   | 株式会社三菱東京 UFJ 銀行  | 1.26%   |
| (注) 上記のほか、対象者保有の自己株式<br>が 22,268 株 (所有株式数の割合 5.62%)<br>あります。 |   |  |   |
| ⑧  | 公開買付者と対象者の関係<br>等                       | 資本関係   | 公開買付者は、対象者の発行済株式総数の<br>31.32% (1,242,000 株) を所有しております。                                    |
|  |   | 人的関係   | 公開買付者の取締役である大嶋秀紀が対象者<br>の代表取締役社長を兼務しております。また、<br>公開買付者の取締役である大嶋紀元が対象者<br>の取締役会長を兼務しております。 |
|  |   | 取引関係   | 該当事項はありません。   |

|  |  |                     |   |
|--|--|---------------------|---|
|  |  | 関連当事者<br>への該当状<br>況 | 公開買付者は、対象者の議決権の 31.54%を保有するため関連当事者に該当します。 |
|--|--|---------------------|---|

(注1) 大嶋秀紀氏の第32期有価証券報告書提出日(平成21年6月26日)現在の所有株式数は538,885株(所有割合:13.59%)であり、本日現在の所有株式数は539,016株(所有割合:13.59%)です。

(注2) 対象者が平成21年8月7日に提出した第33期第1四半期報告書によりますと、同第1四半期会計期間における大株主の異動は対象者において把握されておりません。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 21 年 8 月 11 日（火曜日）から平成 21 年 9 月 24 日（木曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

1 株につき 金 225 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である東海東京証券が平成 21 年 8 月 7 日に提出した「株式価値算定書」を参考に検討いたしました。なお、公開買付者は東海東京証券からフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

東海東京証券は、対象者の株式価値を算定するにあたり、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考えた結果、市場株価法及び DCF 法による評価を実施しました。その結果は以下のとおりです。

- ・市場株価法では、最近における対象者株式の市場取引状況を勘案の上、平成 21 年 8 月 5 日を算定基準日として、平成 21 年 2 月 6 日から平成 21 年 8 月 5 日までの、1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各期間の終値単純平均値及び出来高加重平均値（VWAP）を基に、1 株当たりの株式価値の範囲を 132 円から 150 円までと算定しています。
- ・DCF 法では、対象者の事業計画等の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 99 円から 223 円までと算定しています。

公開買付者は、上記株式価値評価書の各手法の算定結果を参考に、過去の公開買付けの類似事例において市場株価に付与されたプレミアム水準、本取引により実現可能となるシナジー効果及び上場コスト削減効果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付け成立の見通し、対象者株式の長期的視点による過去の市場株価動向等について総合的に勘案し、対象者へのデューデリジェンスや対象者の将来価値を検討の結果、シナジー効果を反映し将来の事業収益を基礎とする DCF 法による株式価値評価をより重視し、かつ、対象者と協議・交渉した結果等も踏まえ、平成 21 年 8 月 10 日に、本公開買付価格を 1 株当たり 225 円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、対象者株式のジャスダック証券取引所における平成 21 年 8 月 7 日の終値 159 円に対して約 41.51%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成 21

年8月7日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値152円（小数点以下を四捨五入）に対して約48.03%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成21年8月7日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値135円（小数点以下を四捨五入）に対して約66.67%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた価格となります。

## ② 算定の経緯

### （ア）第三者算定機関からの株式価値評価書の取得について

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関として、平成21年6月頃、東海東京証券を選定し、平成21年8月7日付で、「株式価値算定書」を受領しています。

### （イ）株式価値算定書の概要について

東海東京証券は、採用すべき算定手法を検討の上、市場株価法、DCF法による評価を実施しました。その結果は下記の通りです。

市場株価法：132円から150円

DCF法：99円から223円

### （ウ）本公開買付価格の決定について

公開買付者は、平成21年5月頃より本取引について検討を開始いたしました。

公開買付者は、対象者へのデューディリジェンスや対象者の将来価値を検討の結果、シナジー効果を反映し将来の事業収益を基礎とするDCF法による株式価値評価をより重視し、対象者との協議を経て、最終的に平成21年8月10日に、本公開買付価格をDCF法の上限值以上である1株当たり225円とすることを、公開買付者の全取締役により決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、ジャスダック証券取引所における平成21年8月7日の終値159円に対して約41.51%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成21年8月7日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値152円（小数点以下を四捨五入）に対して約48.03%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成21年8月7日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値135円（小数点以下を四捨五入）に対して約66.67%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた価格となり、対象者による本公開買付けへの賛同の可否という観点からも合理的と考えています。

### （買付価格の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置について）

上記公開買付者における買付価格の算定に対して、対象者取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の1

つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び対象者から独立した第三者機関である山田&パートナーズコンサルティングより、対象者の株式につき本公開買付けが実施された場合の買付け等の価格の妥当性を検討する際の参考資料として対象者の株式価値に関する「株価算定書」を取得しております。なお、対象者は山田&パートナーズコンサルティングからフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

山田&パートナーズコンサルティングは当該算定書において、対象者の株式価値を算定するにあたり、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、多角的に評価することが適切であると考え、市場株価平均法及びDCF法による分析を行いました。各手法における対象者1株当たりの算定結果は以下のとおりに示されております。

- i 市場株価平均法では、対象者株価の評価基準日を平成21年8月5日として、評価基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間について終値単純平均法により、1株当たりの株式価値の範囲を134円～150円までと算定しています。
- ii DCF法では、対象者の事業計画、対象者を取り巻く事業環境等の諸要素を考慮し、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を133円～258円までと算定しています。

対象者取締役会は、平成21年8月10日開催の取締役会において、当該算定結果を参考として、買付価格の妥当性や、本公開買付けに関する諸条件について対象者及び公開買付者の財務状況、対象者の想定しうる事業上のシナジー及び株主間の公平性の観点から慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上に寄与するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的な価格による対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。

対象者の取締役会は、対象者及び公開買付者から独立したリーガルアドバイザーである弁護士法人愛知総合法律事務所より本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。対象者の取締役会は、かかる助言をもとに、本公開買付けに賛同することが対象者の企業価値の向上につながるものであるか、慎重に検討を行いました。

本取引に関連して開催された対象者の取締役会においては、対象者の代表取締役社長である大嶋秀紀氏及び取締役会長である大嶋紀元氏は公開買付者と特別資本関係を有し、かつその取締役でもあることから、本来、企業価値の向上を通じて対象者株主の利益を代表すべき対象者の代表取締役社長及び取締役会長が、株式の買付者側の性格も併せ持つことになり、構造的な利益相反状態が生じることに鑑み、本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。

なお、本公開買付けに賛同する旨の決議を行った平成21年8月10日開催の対象者取締役会には、大嶋秀紀氏及び大嶋紀元氏以外の取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決

議をいたしました。さらに、対象者の監査役は、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

③ 算定機関との関係

該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

| 株式に換算した買付予定数  | 買付予定の下限 | 買付予定の上限 |
|---------------|---------|---------|
| 1,159,637 (株) | － (株)   | － (株)   |

(注1) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおける公開買付者が取得する可能性のある株券等の数の最大の数は、対象者が平成21年8月7日に提出した第33期第1四半期報告書に記載された平成21年6月30日現在の発行済株式総数(3,964,580株)から、当該四半期報告書に記載された平成21年6月30日現在の自己株式数(22,268株)及び公開買付者が本届出書提出日現在所有する対象者株式の数(1,242,000株)を控除した株式数(2,700,312株)となります。但し、創業家一族は、公開買付者との間で本公開買付けに応募しない旨の同意をしておりますので、創業家一族の所有株式数1,540,675株を控除した場合は、最大1,159,637株となります。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

|                              |        |                           |
|------------------------------|--------|---------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 1,242個 | (買付け等前における株券等所有割合 31.54%) |
| 買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 1,523個 | (買付け等前における株券等所有割合 38.09%) |
| 買付け予定の株券等に係る議決権の数            | 1,159個 | (買付け等後における株券等所有割合 60.91%) |
| 対象者の総株主等の議決権の数               | 3,938個 |                           |

(注1) 「買付け予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(1,159,637株)に係る議決権の数を記載しています。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等(但し、対象者が保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しています。なお、特別関係者である対象者の役員のパブリック役員持株会における各持分に係る議決権の数(11個)につきましても含めております。但し、創業家一族以

外の特別関係者の所有株券等（但し、対象者が保有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としておりますので、「買付け等前における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を特別関係者である創業家一族の所有株券等である 1,500 個として計算しており、創業家一族以外の特別関係者の所有株券等である 23 個は加算していません。

(注 3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成 21 年 8 月 7 日提出の第 33 期第 1 四半期報告書に記載された平成 21 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の個数です。なお、単元未満株式についても本公開買付けの対象としております。従って、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、当該四半期報告書に記載された平成 21 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 (3,964,580 株) から、対象者が当該四半期報告書に記載された平成 21 年 6 月 30 日現在の自己株式数 (22,268 株) を控除した株式数 (3,942,312 株) に係る議決権の数 3,942 個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しています。

(注 4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

#### (7) 買付代金 260,918,325 円

(注) 上記の買付代金は、買付予定数 (1,159,637 株) に 1 株あたりの買付価格を乗じた金額を記載しています。応募株券等の数の合計が買付予定数以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、対象者の平成 21 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数から対象者の保有する自己株式数及び公開買付者の保有する対象者株式数を控除した株式数 (2,700,312 株) を全て買い付けた場合の買付代金は最大 607,570,200 円となります。

#### (8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

東海東京証券株式会社 東京都中央区日本橋三丁目 6 番 2 号

② 決済の開始日

平成21年 9 月 30 日 (水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行ないません。買い付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した銀行口座へ送金致します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

該当事項はありません。公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含む。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含む。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の16時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、解除書面（公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の16時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

東海東京証券株式会社

東京都中央区日本橋三丁目6番2号

（その他東海東京証券株式会社全国各支店）

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限られません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付開始公告日

平成 21 年 8 月 11 日 (火曜日)

(11) 公開買付代理人

東海東京証券株式会社 東京都中央区日本橋三丁目 6 番 2 号

3 公開買付け後の方針及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

対象者の株式はジャスダック証券取引所に上場されていますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定いたしませんので、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合には、対象者の株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、下記「(2) 本取引のうち本公開買付け後の取引(いわゆる二段階買収に関する事項について)」に記載の手続きに従い、公開買付者が対象者の発行済株式総数(自己株式を除きます。)の全てを所有することを企図しておりますので、これが実施される場合には対象者の株式は上場廃止となります。なお、上場廃止後は対象者の株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

(2) 本取引のうち本公開買付け後の取引(いわゆる二段階買収に関する事項について)

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は創業家一族と合わせて、対象者の発行済株式総数(自己株式を除きます。)の 70.18%以上の対象者株式を取得することになりますが、本公開買付けにより、創業家一族の所有株式及び自己株式を除いた全株式を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、対象者の株主の皆様に対して対象者株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者が対象者株式の全部(自己株式を除きます。)を所有することとなるよう必要な手続きを行う予定です。

この場合の本完全子会社化手続として、公開買付者は、①対象者において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種

類株式発行会社に変更すること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更をすること、③対象者の当該株式の取得と引換えに当該株式と別個の種類の対象者株式を交付すること、及び上記①ないし③を付議議案に含む定時又は臨時株主総会を開催することを対象者に対し要請する予定です。また、本完全子会社化手続を実行するに際しては、本株主総会において上記①のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、対象者に対し、本株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。

なお、上記の手続を行う場合の実施の詳細・時期は現時点では未定です。

本公開買付けが完了し、本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合には、公開買付者は本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各議案が承認可決された場合、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として当該株式と別個の種類の対象者株式が交付されることとなります。対象者の株主に対価として交付されるべき別個の種類の対象者株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、当該株主に対しては、法令の手に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数売却の結果、株主に交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定される予定ですが、本公開買付けの買付価格と異なることもあり得ます。また、対象者の全部取得条項が付された株式の取得対価として交付される対象者株式の数は本日現在未定ですが、公開買付者が対象者の全ての発行済株式を所有することとなるよう、公開買付者は、対象者に、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。なお、対象者株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われぬ予定です。

上記①ないし③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主が当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁

判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっての必要な手続等に関しては、株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

本公開買付けは、本株主総会又は本種類株主総会における本完全子会社化手続に関する対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。

なお、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付けによる対象者株式の所有割合及び公開買付け以外の対象者株主の対象者株式の所有状況等によっては、公開買付け者は、対象者に対し、①対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更し、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、③当該株式の取得と引換えに当該株式と別個の種類の対象者株式を交付するという上記方法に代えて、対象者と協議の上、会社法の手続に従い、公開買付け者を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（対価として金銭等を交付する場合がありますが、これに限られません。）又は同等の効果を有する他の方法により対象者を完全子会社化する可能性があります。

本公開買付け、本完全子会社化手続又は本完全子会社化手続に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

#### 4 その他

##### (1) 公開買付け者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについては対象者の平成 21 年 8 月 10 日開催の取締役会において、賛同することの決議を得ております。公開買付け者は、対象者の役員に就任している大嶋秀紀氏及び大嶋紀元氏との間で本公開買付けに応募しない旨の同意をしております。

##### (2) 投資家が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。